

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

2次募集について

●「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』とは

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家計の急変等、経済的な困窮から修学の継続が危ぶまれる学生に対して、独立行政法人日本学生支援機構から現金を支給することで学生支援を行う事業が創設されております。(令和2年5月19日閣議決定)

●対象学生

給付金を希望する学生のうち、1次募集で申込手続きを行わなかった者。

※別途、給付金の申請条件については文部科学省のホームページをご確認ください。

●申請期限・申請場所

2020年7月17日(金) 17:00

教学課窓口まで(窓口受付・郵送いずれも可)

●申請方法

次ページをご確認ください。

※別途、一斉メールでも全学生に通知します。

●問い合わせ先

教学課 奨学金担当

TEL : 0798-45-6159、アドレス : kyoumu01@hyo-med.ac.jp

(受付時間 平日 : 8:30~17:00、第1・第3土曜 : 8:30~12:30)

●参考

文部科学省 : 学生の皆様向けページ

(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』～ 学びの継続給付金 ～)

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

学生支援緊急給付金 2次募集の申請方法について

申請を希望する場合はリンク先を参照の上、以下の手順で申請してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

【申請手順】

1. 上記のリンク先にアクセスしてください。
 2. 「申請の手引き」を熟読し、自身が支給対象者に該当するかを確認してください。
※手引きの「5. 支給対象者の要件（基準）」を確認してください。
項目①～⑥の全てを満たすことが条件です。
 3. 教学課 (kyoumu01@hyo-med.ac.jp) 宛に申請を希望する旨、メールしてください。
メール本文には、以下の3項目を必ず含んでください。
①学籍番号、②氏名、③「学生支援緊急給付金 2次募集希望」の文言
 4. 以下の書類を期限内に教学課まで提出してください。
 - ・【様式1】支援緊急給付金申請書
 - ・【様式2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書
 - ・支給要件を満たすことを証明する書類（※【様式1】を参照）
- ※ 提出は窓口もしくは郵送のいずれでも構いません。不備があれば追って連絡します。
20万円の支給を希望する場合は、住民税非課税世帯である証明書の提出が必須です。

本件に関する問い合わせ等は、教学課：奨学金担当まで（※詳細は前ページに記載）